

千葉市公告第554号

道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を廃止したので、千葉市建築基準法施行細則（昭和59年規則第59号）第20条の2の規定において準用する第18条第3項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年6月22日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 廃止年月日及び番号 令和5年6月22日 第R5-1号
- 2 廃止道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 3 申請者氏名 千葉明治牛乳株式会社 代表清算人 新井 健太
- 4 廃止する道路の土地の地名地番 千葉市若葉区愛生町5番3、5番5
- 5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
3.62~3.63m	108.42m	—	—	—